

平成17年5月16日

「CFP®認定教育プログラム」の整備に係る中間報告

特定非営利活動法人

日本ファイナンシャル・プランナーズ協会

1. 「CFP®認定教育プログラム」の整備の背景・目的と作業経過等

(1) 「CFP®認定教育プログラム」整備の背景・目的

実務への対応力を強化

日本FP協会が米国CFPボードとの提携により CFP®資格制度をわが国に導入以来、2002年で10年目を迎えました。そして昨今の社会事情やFPを取り巻く環境を検証すると、FPライセンスの認定に必要な教育・試験制度も、「知識の習得」に重きをおいた段階から、「実務への対応力」を強化する段階へと見直しが必要になってきました。この点は、本協会が会員FP対象に実施している「ファイナンシャル・プランナー実態調査」からも明らかになっています。

FPSB、ISOの求める方向性に合致

CFP®資格を導入するFPSB (Financial Planning Standards Board)加盟国・地域は皆、「4E」(Education 教育、Examination 試験、Experience 経験、Ethics 倫理)に沿った認定プロセスをとっています。また、2005年の成立をめざしているPFP (personal Financial Planning)のISO規格化においても、規格作りのベースは「4E」と「FPの6つのステップ」に置かれています。

こうした点からも、わが国における CFP®認定プロセスがFPSBやISO規格の求める方向性に合致するように、教育プログラムの充実や4Eの要件整備を行なっていく必要があると言えます。

CFP®資格のレベル向上

現在、CFP®資格審査試験の受験資格は「AFP認定者であること」「受験時点で20歳以上であること」の2つです。このことは、CFP®認定者の実務家としての実績や顧客評価は別として、また試験の難易度がかなり高い点を考慮したとしても、「CFP®資格のレベル」を客観的に説明するには十分とは言えるでしょう。

例えば、FP先進国である米国において、CFP®認定者の大半は学士号を有しており、また既に複数の大学院でもCFPボードの認定する教育プログラムに合致したコースを提供しています。これは、CFP®認定者の質的水準を大学院レベルに引き上げようとするものです。

わが国においても、名実ともに「CFP®資格のレベル向上」を図り、その登竜門であるAFP資格の付加価値の向上につなげていき、多くの国民に適切なFPサービスが行き届く環境を整えていく必要があります。

(2)「CFP®認定教育プログラム」整備の作業経過等

前述の目的・背景を踏まえた、これまでの作業経過は下記「表 / 作業経過」のとおりです

< 表 / 作業経過 >

時期	主要な作業経過
平成15年 1月 (2003年) 4月～	『FPジャーナル』1月号で「CFP®認定教育プログラムの検討開始」を告知 CFP®認定者対象の「業務分析調査」を実施 < 分析結果 > ・基本は、「4E」と「FPプロセスの6ステップ」に基づいたFPサービスを提供すること ・常に構成中立で顧客の真の利益を追求する立場にあることが大切 ・FP実務家として最低限必要な能力は... 現状分析能力 現状問題点の分析能力 顧客に対するインタビュー能力 顧客の希望や要求を聴きだす能力 カウンセリング能力 コミュニケーション能力 安心感を提供すること 顧客に最適のサービスを提供する能力 専門家とネットワークを作る能力、等 上記分析結果等を踏まえ、現行の「FP学習ガイド」の項目見直し作業を実施 ・FP実務の実践から見た学習項目編成
12月	教育委員会 / 「CFP®認定教育プログラム」の整備案の方向性を答申
平成16年 4月 (2004年) 11月	中期事業計画の一環として、「CFP®認定教育プログラム」の整備がスタート 理事会 / 「CFP®認定教育プログラム」の整備について以下の事項を承認 (1) 現在のCFP®認定プロセスにおいて、実務面の評価を強化する。 ・CFP®認定に必要な 教育要件 を「6課目」から「7課目」へ = 「実務研修」の追加 ・CFP®認定に必要な 経験要件 を「AFP認定後1年以上」から「実務経験3年間」へ (2) CFP®資格の受験に相当する教育を大学院レベルで実現する。 ・「CFP®認定教育ガイドライン(仮称)」を策定し、それに合致する大学院レベルの教育課程修了者には、「CFP®資格審査試験」の受験資格を付与する。
11月～	『FPジャーナル』11月号で「CFP®認定教育プログラムの整備」について概要を告知 大学院における「CFP®認定教育プログラム」導入のためのワーキンググループ設置 基本方針をまとめる「企画会議」がスタート 企画会議委員(順不同・敬称略) 委員長: 貝塚啓明(東大名誉教授) 副委員長: 吉野直行(慶大教授)、森平爽一郎(慶大教授) 委員: 今村修(千葉商大教授)、内田茂男(千葉商大教授・理事)、 宇野典明(中央大教授)、川口有一郎(早大大学院教授)、 駒井正晶(慶大教授)、高橋文郎(青学大教授)、竹内佐和子(東大教官)、 吉田靖(千葉商大大学院助教授)、渡辺裕泰(早大大学院教授) 協会委員: 紀平正幸(専務理事)、嶋敬介(常務理事)、白根壽晴(常務理事)、 伊藤宏一(理事・教育委員会委員長)、得丸英司(理事・教育委員会副委員長)
平成17年 2月 (2005年) 3月	「CFP®認定教育ガイドライン(仮称)」の項目編成作業・『新テキスト』の制作作業開始 教育委員会 / 「CFP®認定基準規程(案)」及び関連規程類の整備の方向性を答申 理事会 / 「CFP®認定基準規程」及び関連規程類の設置を承認

2. 「CFP®認定教育プログラム」に係る決定済の事項について

(1) 「CFP®認定基準規程(別紙1)」の制定

(平成17年3月教育委員会答申・同3月3日常務理事会承認・同3月24日通常理事会最終承認・同4月1日施行)

本規程の制定に伴い、「CFP®認定教育プログラム」に係る次の事項の適用対象は、「平成18年(2006年)11月試験及び同試験による全6課目合格者」からと決定しました。

* 『FPジャーナル』平成16年11月号では、「平成17年(2005年)11月試験又は平成18年(2006年)6月試験から適用予定」と記載)

- ・CFP®認定にあたっては CFP®資格審査試験の合格後に実施される「FP 実務に係る所定の研修」の受講・修了を要すること
- ・CFP®認定にあたっては、ファイナンシャル・プランニングに係る実務経験を「3年以上」有していること
- ・協会が指定した大学院等で所定の課程を修了した者は CFP®資格審査試験を受験できること

(2) 「CFP®認定教育プログラム」における教育要件を満たし得る大学院の指定

(平成17年3月教育委員会答申・同3月3日常務理事会承認・同3月24日通常理事会最終承認・同4月1日施行)

CFP®認定における教育要件を満たし得る大学院として下記の2校が指定され、平成17年4月から「CFP®認定教育プログラム」に沿った所定の教育課程が開始されます。

* 今後も、CFP®認定における教育要件を満たし得ると思われる大学院等については、常務理事会による審議を経たのち、指定承認が行なわれます。

- ・千葉商科大学大学院 / 専門職大学院 会計ファイナンス研究科
- ・多摩大学大学院 / 経営情報学研究科

3. 今後の論点等とこれまでに頂いたご質問に対する回答

(1) 教育要件

「CFP®認定教育ガイドライン(仮称・協会が定める学習内容)」について

Q: 内容はいつ頃公表されるのか?

A: 現在、策定の最終調整を進めており、平成17年9月頃を目処に正式公表する予定です。

Q: 大学院での課程が開始されることからみると、著しく難しい内容になりそうな印象を受ける。

A: 「CFP®認定者として実務上必要な事項をカバーする」との観点には今後も変更はなく、学術的
事項が大半を占める、などの内容とはならない予定です。

Q: 現行制度では、AFP 認定者が CFP®資格審査試験を受験する前の研修受講は義務付けられていない。新制度では試験前の研修が追加されるのか?

A: 新制度では、AFP 認定者は「自己学習によって学習内容を履修し、教育要件を満たした(証明は不要)」との前提で CFP®資格審査試験を受験することになります。

各認定教育機関で開催されている「CFP®受験対策講座」を受講されることは任意ですが、CFP®資格審査試験を受験する前に義務付けられる研修は追加されません。

「大学院等での所定の課程」について

Q: 現在大学院生だが、AFP認定者となることなく、直接 CFP®資格審査試験を受験できるのか?

A: 本規定は、予め協会が指定した大学院で所定の課程を修了した者を指しており、広く大学院全般を指すものではありません。

Q: 大学院等で所定の課程を修了すると、CFP®資格審査試験が免除されるのか?

A: 大学院等で所定の課程を修了した者であっても、CFP®資格審査試験を免除されることはありません。

「FP実務に係る所定の研修」について

Q: 概要はいつ頃公表されるのか?

A: 研修日程・開催頻度・開催場所・内容・受講費用等については現在、検討作業を進めており、平成17年9月頃を目処に正式公表する予定です。

Q:新制度導入後に CFP®認定を受ける場合、全員がこの研修を受けなければならないのか？免除規定等はないのか？

A:新制度導入後にCFP®認定を受けるにあたっては、全員がこの研修を受けることを前提としており、受講の免除等は設けない予定です。

(2)試験要件

「CFP®資格審査試験」の実施形態について

Q:現行の6課目別試験は変更されるのか？

A:現行の6課目別試験には当面変更の予定はありません。

Q:現在、一部の課目に合格しているが、この履歴はどうなるのか？

A:現行通り、AFP認定者である限り、課目合格履歴は保持されます。

Q:現在、一部の課目に合格済みだが、平成18年6月試験までに全6課目合格した場合、どうなるのか？

A:平成18年6月試験までに全6課目に合格した場合には現行の認定制度が適用されますが、平成18年11月試験以降に全6課目合格した場合には、新認定制度が適用されます。

Q:試験は難しくなるのか？

A:これまで同様に、協会が定める学習内容から CFP®認定者として実務上必要な事項を問うとの観点には今後も変更はありません。

(3)経験要件

経験要件の定義について

Q:実務経験とはどのようなものを指すのか？

A:実務経験の定義については、現在検討作業を進めており、平成17年9月頃を目処に正式公表する予定ですが、職種・業種・雇用形態のみならず、取り巻く環境・実状等を踏まえ、幅広い観点から検討を進めています。

Q:実務経験がまったくない者は、CFP®認定を受けられないのか？

A:経験要件は「CFP®試験合格～実務研修修了」の「前10年間、後5年以内」に満たすという方向性で検討していますので、CFP®試験合格後に実務経験を積み、その後に認定を受けるとすることも可能です。また、一定の要件を具備した研修の受講や業務経験等を実務経験年数として換算できる「みなし実務経験(仮称)」もあわせて検討しています。

Q: 経験要件はどのように証明するのか？

A: 第三者証明を添付することを想定していますが、取得証明が容易でない場合(勤務先が既に存在しない等)があることは認識しており、他の方法を含めて検討しています。

(4) 倫理要件

Q: 倫理要件を満たしていることをどのように証明するのか？

A: CFP®認定にあたっては、現行通り、倫理に係る諸規程を遵守する旨を書面等にて誓約することとしています。

(5) 新制度導入前の CFP®認定者の措置等

Q: 現在、CFP®認定者だが、別途何らかの条件が課せられるのか？

A: 既認定者の置かれている環境や立場を尊重しつつ、資格更新時や継続教育制度等、現行制度の中で新制度への円滑な移行をはかることを検討しています。

4. 終わりに

「CFP®認定教育プログラム」の施行にあたっては、本中間報告に対する会員各位からの御意見・御要望を踏まえつつ、当制度導入の目的に沿った適切な制度を構築するとともに、円滑な導入を目指して参りますので、ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

以上



CFP®、CFP®、CERTIFIED FINANCIAL PLANNER®およびサーティファイド ファイナンシャル プランナー®は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd.(FPSB)の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。

CFP[®]認定基準規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会(以下、協会)が認定するサーティファイド ファイナンシャル プランナー[®](以下、CFP[®]認定者)の認定基準を定める。

(CFP[®]認定者の初期認定要件)

第2条 CFP[®]認定者は、ファイナンシャル・プランナーとして高度な専門的知識と経験に裏付けされた技能、さらに高い職業倫理を備える必要があり、初めてCFP[®]認定を受けようとする者は、次の各号のすべての要件を満たしていることを要する。

- 一 第3条に定める「教育要件」を満たしていること
- 二 第4条に定める「試験要件」を満たしていること
- 三 第5条に定める「経験要件」を満たしていること
- 四 第6条に定める「倫理要件」を満たしていること

(教育要件)

第3条 協会が実施するCFP[®]資格審査試験(以下、CFP[®]試験)を受験しようとする者は、次の各号のいずれかの方法により、協会が定める学習内容を履修していることを要する。

- 一 協会の認定するAFP認定者にあつては、自己の学習による。
- 二 前号以外の者にあつては、協会が指定した大学院等での所定の課程を修了することによる。

2 CFP[®]認定を受けようとする者は、第4条に定める試験要件を満たした後に、協会が実施するFP実務に係る所定の研修を修了しなければならない。

(試験要件)

第4条 CFP[®]認定を受けようとする者は、別に定める規程に基づいて協会が実施するCFP[®]試験に合格しなければならない。

2 前項の「CFP[®]試験に合格」とは、CFP[®]試験が課目別試験等の複数試験で構成される場合には、そのすべての試験に合格することをいう。

3 CFP[®]試験は、第3条1項の各号のいずれかの要件を満たし、かつ試験第1日目において満20歳以上の者でなければ受験することができない。

(経験要件)

第5条 CFP®認定を受けようとする者は、ファイナンシャル・プランニングに係る実務経験を3年以上有していることを要する。実務経験の定義等は、別に定める。

(倫理要件)

第6条 CFP®認定を受けようとする者は、CFP®認定者に係る諸規程ならびに協会の定める倫理規程等のすべてを了解し、遵守する旨の誓約を所定の書面等にて行なうことを要する。

(初期認定の申請)

第7条 初めてCFP®認定を受けようとする者は、第2条に定めるすべての要件を満たしたうえで、協会が定める所定の手続きに従い、期日までに申請をしなければならない。

2 前項の申請を行なうにあたり、協会の会員でない者は、あわせて協会会員としての入会申請を行なうことを要する。

(認定拒否)

第8条 次のいずれかに該当する者は、CFP®認定を受けることができない

- 一 成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約に関する法律第2条2号所定の本人であって同法第4条1項の規定により任意後見監督人が選任されている者、のいずれかに該当する者
- 二 禁固以上の刑に処せられる者
- 三 禁固以上の刑の執行を終わり、又は刑の執行を猶予された日から5年を経過していない者
- 四 破産者で復権を得ない者
- 五 過去に会費未納等により退会となった者
- 六 過去に協会から除名処分を受けている者
- 七 理事会において著しく不適切と認められた者

(資格更新)

第9条 CFP®認定者は定められた期間ごとに所定の継続教育単位を取得し、かつ所定の資格更新手続を行わなければならない。所定の期限までに資格更新手続が完了しなかった者のCFP®資格は失効し、AFP認定者へ移行するものとする。なお、継続教育ならびに資格更新手続については、「継続教育規程」ならびに「継続教育運用細則」に別に定める。

(資格の喪失)

第10条 CFP®認定者は次のいずれかに該当する事項が発生した場合、その資格を喪失する。

- 一 協会を退会したとき
- 二 所定の継続教育単位を取得できず資格更新することができなかつたとき
- 三 懲戒規程による資格取消処分を受けたとき

(AFP認定者からの復活)

第11条 CFP®資格を失効し、AFP認定者に移行したのち、CFP®資格の復活を希望する者は、失効後5年未満の場合に限り、別に定める方法により、CFP®資格を復活することができる。

(規程の変更等)

第12条 この規程は、常務理事会の議決によって変更することができる。またその他のCFP®認定に必要な事項は常務理事会が別に定める。

附 則

1. 本規程は、平成17年4月1日より実施する。
2. 平成18年11月1日までに実施するCFP®試験ならびに同日までに実施されたCFP®試験に合格した者のCFP®認定手続きについては、従前の定めによる。



CFP®、CFP®、CERTIFIED FINANCIAL PLANNER®およびサーティファイド ファイナンシャル プランナー®は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd.(FPSB)の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。

平成17年5月16日

会員各位

「CFP®認定教育プログラム」の整備に係る中間報告についてのご意見募集

特定非営利活動法人

日本ファイナンシャル・プランナーズ協会

本協会では、「CFP®認定教育プログラム」の検討内容・進捗状況について、平成17年5月16日付で中間報告を取りまとめ、公表致しました。

今後、本中間報告に沿って本制度の導入を行なうことを予定しておりますが、本件に関してご意見等がある方は、下記の意見等の募集要領に沿ってご提出下さい。

皆様から頂いたご意見・情報については、本協会における検討作業の参考資料とさせていただきます。

なお、頂いたご意見については、個人が特定できない範囲でその内容を公表することがあります。また、個別の回答は致しかねますので、その旨ご了承ください。

【意見等の募集要領】

1. 募集期間

平成17年5月16日(月)～平成17年5月27日(金)まで

2. ご意見等を募集する内容

「CFP®認定教育プログラムの整備に係る中間報告」

3. 募集方法

「電子メール」にてご意見等をお寄せください。なお、電話及びFAXでのご意見、お問い合わせにはお答えしかねますのでご了承ください。

電子メールアドレス: ce@jafp.or.jp

タイトル: 「CFP®認定教育プログラム」の整備に係る中間報告について

宛先: 「日本FP協会 教育部 教育企画課」宛

お名前/会員種別(非会員・法人賛助会員・AFP認定者・CFP®認定者・一般会員)

ご職業/業種

ご住所(都道府県のみ)

ご意見等

送付される場合はテキスト形式とし、添付ファイルでの送付はご遠慮ください。

以上